

# 足柄上地区新可燃ごみ処理施設事業者選定委員会規則

令和7年4月1日

令和7年足柄上衛生組合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、足柄上衛生組合附属機関に関する条例（令和7年足柄上衛生組合条例第2号）の規定に基づき、足柄上地区新可燃ごみ処理施設事業者選定委員会を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 足柄上地区新可燃ごみ処理施設選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次に掲げる事項を検討し、足柄上衛生組合に提言するものとする。

- (1) 事業者選定に関する事項
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから足柄上衛生組合が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政職員
- (3) その他足柄上衛生組合が必要と認める者

2 委員の任期は、この要綱の施行の日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、足柄上衛生組合の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず足柄上衛生組合の組合長が招集する。